

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 万田康氏を会長に再任～令和元年度 第1回 協議員総会を開催 …………… 1
- ◆ 「働き方改革関連法」令和元年4月1日施行 …………… 2
- ◆ 公定価格の留意事項通知が改正される  
～1号認定の基本分単価の非常勤職員分は加算化…………… 3

## ◆万田康氏を会長に再任 ～令和元年度 第1回 協議員総会を開催

令和元年5月22日（金）、全社協・灘尾ホールにおいて、令和元年度 全国保育協議会 第1回 協議員総会が開催されました。開会にあたり、万田康全国保育協議会会長、寺尾徹全国社会福祉協議会常務理事から挨拶があり、続いて、唐澤裕之厚生労働省子ども家庭局保育課企画官より、直近の保育の動向を含めたご挨拶をいただきました。

総会の議案は、【第1号議案】平成30年度 全国保育協議会 事業報告について、【第2号議案】平成30年度 全国保育協議会 会計決算について、【第3号議案】全国保育協議会役員の改選についての審議が行われ、第1号議案、第2号議案は原案通り承認されました。

第3号議案は、全国保育協議会役員の任期満了にともなう役員改選であり、会長には、万田 康 氏（福岡県）が再任されました。万田会長は、10月からの幼児教育・保育の無償化へ向けて課題を整理し、スムーズな制度導入となるよう、これまで以上に国等と密に調整を行っていくこと、本会の活動強化を進めることを表明されました。

令和元・2年度の役員体制は、次のとおりです。

【会長、副会長、監査委員】※敬称略

	氏 名	県・市名	備 考
会 長	万田 康	福岡県	

副会長	奥村 尚三	川崎市	全保協会則第 19 条 2 項に 基づく職務代理者
同	森田 信司	大阪府	
同	大和 忠広	徳島県	
同	佐藤 成己	大分県	
同	※後日選出		公立の会員の代表者
同	村松 幹子	静岡県	全国保育士会会長
監査委員	圓藤 弘典	千葉県	協議員
同	※中国ブロックより選出		一般会員

【顧問】※敬称略

氏 名	県・市名
岸 登	秋田県
近藤 連	岡山県
小川 益丸	広島県

【常任協議員】※敬称略

選 出 区 分	氏 名	県・市名	備 考
北海道・東北ブロック	國井 隆介	福島県	
関東ブロック	風間 嘉信	栃木県	
関東ブロック	佐野 健一	横浜市	
東海・北陸ブロック	前田 武司	石川県	
近畿ブロック	楠 文範	京都府	
中国ブロック	伊藤 唯道	広島市	
四国ブロック	合田 史宣	愛媛県	
九州ブロック	西川 義文	長崎県	
公立保育所等委員会委員長	※第 1 回公立保育所等委員会において選出		
全国保育士会	北野 久美	北九州市	全保協会則第 18 条第 3 項(3)
全国保育士会	岡崎 恵子	山形県	全保協会則第 18 条第 3 項(3)
全国保育士会	服部 明子	千葉県	全保協会則第 18 条第 3 項(3)

## ◆「働き方改革関連法」令和元年 4 月 1 日施行

「働き方改革関連法」により、令和元年 4 月 1 日から、残業時間の上限規制、年 5 日間の年次有給休暇の付与の義務付けなどが施行されました。

残業時間の上限規制は、「大企業」「中小企業」により施行時期が 1 年違います。社会福祉法人の場合、労働基準法上の「大企業」「中小企業」については、法人単位の「常時使用する労働者の数」で判断されます。

- ・「大企業」…常時使用する労働者の数 101 名以上
- ・「中小企業」…常時使用する労働者の数 100 名以下

法人単位で常時使用する労働者（非常勤職員、パート職員等を含む）の数が101名以上いる場合は、「大企業」に該当するので、令和元年4月からの対応が求められます。  
 詳細は、厚労省ホームページより各種リーフレット、Q&A等をご参照ください。

■厚生労働省「働き方改革」の実現に向けて

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

■各種リーフレット、Q&A等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

## 4. 働き方改革関連法への対応

【ポイント】

- ① 改正事項によって施行日が異なること。2019年4月から施行される事項については要注意。
- ② 「中小企業」か否かは、**法人単位の「常時使用する労働者数」**（短時間労働者等も含む）で判断される。  
 中小企業…100人以下 大企業…101人以上

【社会福祉法人の人事・労務管理において特に留意すべき事項】

	概要	施行期日
①	<b>残業時間の上限規制</b> ● 残業時間の上限は、 <b>月45時間、年360時間</b> を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、月100時間未満（休日労働含む）を超えることはできない。	大企業 <b>2019年4月1日</b> 中小企業 2020年4月1日
②	<b>年5日間の年次有給休暇の付与義務</b> ● 年10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、 <b>年5日</b> については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付け。	<b>2019年4月1日</b>
③	<b>労働時間の客観的な把握</b> ● すべての人の労働時間の状況が <b>客観的な方法</b> その他適切な方法で把握されるよう義務付け。	<b>2019年4月1日</b>
④	<b>「勤務間インターバル」制度の導入促進</b> ● 1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に、一定時間以内の休息时间（インターバル）を確保する仕組み（ <b>努力義務</b> ）。	<b>2019年4月1日</b>
⑤	<b>不合理な待遇差をなくすための規定の整備（同一労働同一賃金）</b> ● 同一法人内において、正規職員と非正規職員の間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止。裁判の際に判断基準となる「 <b>均衡待遇規定</b> 」「 <b>均等待遇規定</b> 」を法律に整備。	大企業 2020年4月1日 中小企業 2021年4月1日

©法人制度改革・人材確保推進室

（全国社会福祉協議会法人振興部資料から抜粋）

## ◆公定価格の留意事項通知が改正される ～1号認定の基本分単価の非常勤職員分は加算化

平成31年4月25日、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」が改正されました。

「認定こども園（教育標準時間認定1号）」において、公定価格算定上の「1.基本分単価」の「(2)基本分単価に含まれる職員構成」において、保育教諭等とは別に「非常勤の講師

を配置すること（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が 35 人以下又は 121 人以上の施設に限る。）」とされていましたが、この非常勤の講師分が基本分単価の算定から外され、加算化されています。

改正後の通知は、下記をご参照ください。

別紙 3（認定こども園（教育標準時間認定 1 号））から抜粋

【中略】

#### 6. 講師配置加算（⑩）

##### （1）加算の要件

基本分単価（⑤）及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を配置する教育標準時間認定子どもに係る利用定員が 35 人以下又は 121 人以上の施設に加算する。

##### （2）加算の認定

（ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、利用子ども数（見込）、施設全体の常勤換算人数による配置教員数及び職員体制図等）を徴して確認すること。

（イ）市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

##### （3）加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に 1 の（2）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。

通知の新旧対照表は別添の資料を、改正後の通知は内閣府のホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等 > 通知

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>